

大都市での選挙肅正運動における町内懇談会とその実態

－戦前の大阪市北区を手がかりに－

三浦 哲司

あらまし

大阪市でも全国的なながれと同様に、1935年から選挙肅正運動が展開された。端的にいうと、この運動は1935年から1942年までの7年間に、全国各地で展開された一連の選挙浄化運動のことである。そして、本稿は大阪市のなかでも北区を事例として取り上げ、1937年6月の市議会議員選挙の際の運動展開について検討する。

そこで、本稿ではとりわけ、従来の先行研究が選挙肅正運動の際の部落懇談会の重要性を説いてきた点をかんがみ、大阪市における町内懇談会（大阪市では部落懇談会に相当する会合がこのように呼ばれた）に着目して検討を進めていく。そして、北区都島第一学区の都島本通1丁目および2丁目で開催された町内懇談会の検証により、全国各地で開かれた部落懇談会の開催方式とは異なる大阪市の特徴を把握することができる。すなわち、一般的な事例と比較すると、大阪市の場合には町内懇談会に参加する有権者の割合が極端に低いことに加えて、有権者にまでその成果が浸透するまでには多くの階層を経なければならぬという「間接型懇談会方式」を採用せざるを得なかったのだった。これは、当時の大阪市内の有権者数の多さをかんがみるならば彼らすべてを町内懇談会に参加させるのは非現実的であり、自ずと参加対象者が限定されていたことに由来する。

もっとも、本稿における検討では、地域社会のアクターとして中心的に取り上げたのは町内

会であり、また当時の大都市のなかでも大阪市のみを扱っているにすぎない。そのため、今後は地域社会のなかで選挙肅正運動の展開を支えた他の団体のうごきを検証するとともに、他の大都市でも「間接型懇談会方式」が採られていたのか否かを検証していきたい。

はじめに

本稿は、戦前の大阪市で展開された選挙肅正運動に着目し、この運動における町内懇談会の開催実態について検討する試みである。これは、従来の選挙肅正運動に関する研究では部落懇談会（通常はこのようにいわれた）の重要性が説かれてきた一方で、大都市ではその成果は希薄だったという指摘もあり、大阪市を事例とした場合にはどのような実態を明示できるのか、という問題関心に基づく。

そこで、まずは選挙肅正運動に関する研究動向について言及しておくと、従来は国レベルでの運動展開の分析が中心となっており、それらのなかには部落懇談会の重要性を指摘するものがいくつかみられる。もちろん、道府県議会選挙や市町村議会選挙での運動を考察した研究成果も提出されているが、その数は必ずしも多くないといえよう¹。特に、大都市における運動展開を扱い、かつそこでの部落懇談会の開催実態に焦点を当てた研究成果は、筆者の知る限り存在しない。

¹ たとえば井上弘は、市町村議会選挙での選挙肅正運動の研究が少ない点を指摘している（井上弘「地方における選挙肅正運動の展開—1937年の小田原町会議員選挙—」『郷土神奈川』第25号、1989年、24ページ参照）。

² こうした見方をしている研究成果としては、たとえば以下のものがあげられる。自治大学校編『戦後自治史 I（隣組及び町内会、部落会等の廃止）』自治大学校、1960年、1ページ。

こうした状況をふまえ、本稿では市町村行政当局が町内会と接点を持つ契機になったともいわれる選挙肅正運動²について、戦前の大阪市を手がかりにして町内懇談会の実態把握につとめる。以下では、まず選挙肅正運動の内容を確認し、関連する先行研究の検証をとおして本稿の分析視角を明示する。そのちには、当時の大阪市の状況を整理する。そのうえで、1937年6月の市議会議員選挙の際の大阪市北区における運動展開を検討し、「間接型懇談会方式」が採られていた実態を提示したい。

ちなみに、本稿が1937年6月の市議会議員選挙の際の大阪市北区の動向を扱うのは、このときの選挙肅正運動に関する書類が比較的豊富に残存するという事情に由来する³。

1. 選挙肅正運動とは

1.1 源流としての選挙肅正運動

選挙肅正運動についてひとつの手がかりを与えるのが、(財)明るい選挙推進協会の存在である。この団体は、総務省や全国の自治体と連携を図りつつ、選挙違反の払拭、有権者の投票参加、有権者の政治意識の向上などをねらいとしている。そして、この団体が展開する明るい選挙推進運動の源流こそ、本稿が着目する選挙肅正運動なのである。

少し長くなるが、この団体のホームページから選挙肅正運動に関する記述を引用しよう。すなわち、「選挙を明るく正しいものにしよう」という運動は、古くから始められていました。大正14年ごろの後藤新平の『政治の倫理化運動』、同じころの武藤山治の『政治教育運動』の提唱、昭和2年の田澤義鋪らによる『選挙肅正同盟会』

³ 筆者が把握している限りでは、大阪市の選挙肅正運動に関する書類として現在まで残されているのは、大阪市北区役所『第3次選挙肅正に関する書類綴』1937年、および同『昭和14年度選挙肅正運動に関する書類綴』1939年、である。これらはいずれも大阪市公文書館に所蔵されている。そして、本稿の記述は前者の書類綴に依拠する部分が多い点をあらかじめここで述べておく。

⁴ 明るい選挙推進協会ホームページ「明るい選挙推進運動のあゆみ」より。2010年5月現在。

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/030history/index.html>

⁵ ちなみに、選挙肅正運動が展開された期間の長さに関しては、論者によってそのとらえ方が必ずしも一様ではない。というもの、この運動は、①1935年の府県会議員選挙、②1936年の第19回総選挙、③1937年の第20回総選挙、のそれぞれで展開されたものであると認識している論者もいるからである（たとえば、井上弘、前掲論文、1989年、22ページ参照）。そして、彼らのような認識は「狭義の選挙肅正運動」であるといわれる。

⁶ なお、選挙肅正運動の展開にいたるまでに経緯に関しては、以下のものに詳しい。伊藤之雄『ファシズム』期の選挙法改正問題』『日本史研究』第212号、1980年、42~77ページ。黒澤良「政党政治転換過程における内務省—非政党化の進行と選挙肅正運動」『東京都立大学法学会雑誌』第35巻第1号、1994年、371~401ページ。

の結成等、いずれも、政治をよりよくするためには、まず選挙を正しいものにしなければならないという点に着目したものでした。このような動きに刺激された政府は、昭和10年、府県及び市町村に選挙肅正委員会を置き、これと相前後して民間においても『選挙肅正中央連盟』が結成され、全国的な運動が展開されるに至りました。この運動は『選挙肅正運動』と呼ばれ、以来、戦時中の昭和17年6月に選挙肅正中央連盟が解散するまでの7年間にわたって展開されました⁴と。

この説明から判断するならば、選挙肅正運動とは1935年から1942年までの7年間に全国各地で展開された一連の選挙浄化運動のことである、と理解できよう⁵。ただし、重要なのはこの運動の背景、およびその内容である。続いて、この2点を確認しておこう。

1.2 選挙肅正運動の背景とその内容

さて、運動の背景にあげられるのは、当時の政治腐敗の是正という社会的要請であった⁶。なぜなら、当時は政友会と民政党の二大政党による政党政治の腐敗が生じ、総選挙のたびに選挙干渉や票の売買などの不正行為が増加する状況に陥っていたからである。そして、こうした行為は、政権獲得の自己目的化に由来する。すなわち、政権獲得はあくまでも政策実現の通過点にすぎないにもかかわらず、一度獲得した政権を死守するために当時の二大政党はあらゆる手段を講じて政権維持を図ったのだった。こうした状況ゆえに、国民は政党政治に幻滅を抱き、国民に蔓延する政党不信の払拭が急務となつたのである。

そのため、1927年には田澤義鋪の呼びかけで

「選挙肅正同盟」が設立され、民間運動としての選挙肅正運動が展開される⁷。もっとも、この運動は全国的な潮流にまで発展することはなかった⁸。しかし、依然として改善されない政治腐敗をかんがみた当時の岡田啓介内閣は、重要政策のひとつに選挙肅正を位置づけ、1935年5月には内務省の指導のもとで全国の道府県に「選挙肅正委員会」を設置したのである。こうした政府の後ろ盾もあり、その後は「国民運動をめざす」という目的実現のために民間レベルで運動支援を行う組織である「選挙肅正中央連盟」などとともに、官民共同の大国民運動として選挙肅正運動が繰り広げられていった。具体的には、パンフレットなどの参考資料と配布、ラジオ放送やレコード配布、などで啓発につめたのである。また、この運動を地域社会レベルで浸透させるために、市町村内の地区ごとで部落懇談会が開催されていった⁹。

ともあれ、選挙肅正運動については以下のように整理できよう。すなわち、この運動は政治腐敗の打破という社会的要請から登場し、選挙にまつわるあらゆる不正行為の根絶をねらいとしており、その内容は各種の啓発運動や地区ごとの懇談会開催などであった。

2 先行研究の検証と分析視角

2.1 先行研究の検証

選挙肅正運動に関する先行研究はこれまで数

⁷ 田澤の活動に関しては、以下の研究が参考になる。金宗植「1920年代内務官僚の政界革新論—田澤義輔の地方自治論」『史學雑誌』第111編第2号、2002年、188~207ページ。

⁸ 木全清尚「選挙肅正運動、その足跡（上）」『選挙時報』第42巻第7号、1993年、1ページ参照。

⁹ この委員会では、知事（当時は官選）が委員長をつとめた。また、この委員会のもとには市町村選挙肅正委員会（市町村長が委員長）が設置された。

¹⁰ 木全清尚、前掲論文、1993年、7~11ページ参照。

¹¹ ちなみに、従来の先行研究においては、選挙肅正運動のなかに既存政党の排撃という意図が含まれていたか否かが論点のひとつであったことがうかがえる。そして、双方の立場から数多くの研究が提示されている。このうち、選挙肅正運動のなかに既存政党排撃という意図が含まれていたとみている研究成果としては、たとえば以下の中のがあげられる。栗屋憲太郎「1936、37年総選挙について」『日本史研究』第146号、1974年、107~124ページ。須崎慎一「選挙肅正運動の展開とその役割」『歴史評論』第310号、1976年、43~56ページ。本間恂一「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」『地方史研究』第36巻第1号、1986年、1~22ページ。また、逆にそうした意図は含まれていなかつたとみている研究成果には、たとえば以下のものがある。波田永実「選挙肅正運動の展開と地方政治構造の変容—翼賛体制への序章として・福岡市の事例研究ー」『日本歴史』第458号、1986年、62~80ページ。同「選挙肅正運動期（1935、36年）の政党史研究の諸問題—福岡県を例にしてー」『明治大学大学院紀要 政治経済学篇』第24集第3号、1986年、1~19ページ。坂本健蔵「肅正選挙と与党系新人の進出—昭和12年総選挙時の石川県第1区を中心にー」『選挙研究』第14号、1999年、89~100ページ。

¹² 岡田周造、加藤於菟丸、古井喜實、清水重夫、小林尋次、船津宏、不破祐俊、宮野省三、松原一彦、中川望「選挙肅正の第一線に立つ人々の座談会」『斯民』第31編第2号、1936年、26~27ページ参照。なお、第1位は「警察官の活動」、第3位は「名士の講演」だった。

¹³ 選挙肅正中央連盟『選挙肅正部落懇談会の開き方』1935年、4ページ。

多く積み上げられてきたが、それすべてを検証するのは紙幅の都合からも不可能である。そこで、ここでは本稿の内容に即して検証が必要であると思われるものに限定し、可能な範囲で検証を進める¹⁰。

ところで、先に部落懇談会について触れたが、選挙肅正中央連盟が実施した民間の有力者を対象としたアンケート調査によると、「選挙肅正の最も有効な方法は何か」という設問に対し、第2位の回答が「部落懇談会」であったという¹¹。これは、選挙肅正運動における部落懇談会の重要性を示すひとつの裏づけであるといえよう。そこで、当時の選挙肅正中央連盟が発行したパンフレット『選挙肅正部落懇談会の開き方』を手がかりにして、ここで部落懇談会の内容を確認しておくと、以下のとおりである。まず、くつろいだ雰囲気を作り出すために、参加者は円になって座る。続いて、瞑目静座で君が代のレコードを聴き、発起人側のあいさつを受ける。そのうちに、岡田啓介首相らの講演レコードを聴き、選挙肅正絵ばなしの配布を受け、肅正委員の講和に耳を傾ける。それが終わると、参加者同士の懇談に入り、資料の輪読、宣誓申合せと続く。最後に、瞑目静座で再び君が代のレコードを聴き、発起人の閉会のあいさつを受ける。そして、このパンフレットによると、部落懇談会は選挙肅正運動の「最後の仕上げ」¹²の場所であった。

さて、この部落懇談会にとりわけ注目したのは、赤木須留喜である¹³。赤木は選挙肅正運動の展開をとおし、町内会が次第に国家の末端へ

と包摂されていく過程を整理する。そのうえで、この運動の限界と意義について言及するのである。このうち、限界に関しては、結果的にこの運動による国民再組織化がのちの国民精神総動員運動へと引き継がれたゆえに運動自体の影響は軽視できないが、運動のみに焦点を当てるならば、実績から判断すると既存政党の地盤と組織を維持温存するにとどまった、という点である。他方で、この運動では部落懇談会が重視され、これによる町内会ごとの協議、懇談、申し合わせという取り組み方式のため、この運動が政治教育と警察・検察手段による取り締まりという二面性をもったがゆえに、自由選挙制の建前を温存し、かつ選挙法制の規制力を背景として国民の間にある種の合意¹⁴を培養することができた、という点に意義を見出す。ここに、選挙肅正運動では部落懇談会の開催がひとつのポイントであった点をあらためて把握できよう。

2.2 一般的な部落懇談会開催のモデル

ただし、ここでもう1点確認しておきたいのは、大阪市以外の市町村での一般的な部落懇談会開催のながれである。確かに、先に取り上げた『選挙肅正部落懇談会の開き方』を参考にし、ここに書かれてある方式にしたがって全国各地で部落懇談会が開催されていったものと推察される。ただ、のちにおいて大阪市の独自性を提示しようとするならば、大阪市と相対させる一般事例の実態もまた明示しておく必要があろう。

そこで手がかりを与えてくれるのが、中村政弘による研究である¹⁵。千葉県における1936年1月の県議会議員選挙の際の選挙肅正運動¹⁶の

展開を検討するなかで、中村は千葉県行政当局が部落懇談会を重要視した点に触れている。そして、中村は千葉県山部郡源村の上布田部落で開催された部落懇談会の様子を素描しているのである。少し長くなるが、そのまま引用すると、すなわち「11月20日に開催され部落戸数47戸のうち有権者60人のところ参加人数47人であった。この会には、肅正中央連盟から松原一彦幹事（4回も講演会で来県）が見え県社会教育課長、東金署長も講師となった。会は『非常に緊張した厳肅な空気が場をつつむ。村長が恭しく御尊影を奉安せる純白の幕をしづかにひらけば、会衆はただただありがたい気持ちにうたれ、しばし頭をあげ得ないほどだった。よくそろった君が代の齊唱に次いで憲法発布勅語の奉読があり懇談会に入る。…村長が立って謙譲な態度で皆様にお詫せねばならぬことがあると冒頭して、選挙の懺悔話に一同の心をひきしめる所』であった。次いで松原幹事から、警察官吏の功績をたたえ『警察の力は現在なくてはならぬ大切なものである』などの講演を行った」¹⁸と。

そして、こうした中村の研究、および先の内務省の『選挙肅正部落懇談会の開き方』をふまえ¹⁹、部落懇談会のあり方をモデル化して提示するならば、図表1のようになろう²⁰。

2.3 本稿の分析視角

ところで、栗屋健太郎は1935年9月と10月に実施された府県会議員選挙にともなう第1次選挙肅正運動を検討するなかで、興味深い指摘を行っている。すなわち、「要するに当局の側の選挙肅正の呼びかけの選挙民への浸透は、農村

¹⁴ 赤木須留喜「選挙肅正運動－公民細胞＝実践網の形成過程」游内謙、阿利莫二、井出嘉憲、西尾勝編『現代行政と官僚制 下』東京大学出版会、1974年、203～257ページ参照。

¹⁵ 赤木は、この合意を「疑似コンセンサス」と言及している（赤木須留喜、前掲論文、1974年、237ページ）。

¹⁶ 中村政弘「千葉県における選挙肅正運動の展開」三浦茂一先生還暦記念会編『房総地域史の諸問題』国書刊行会、1991年、49～526ページ参照。

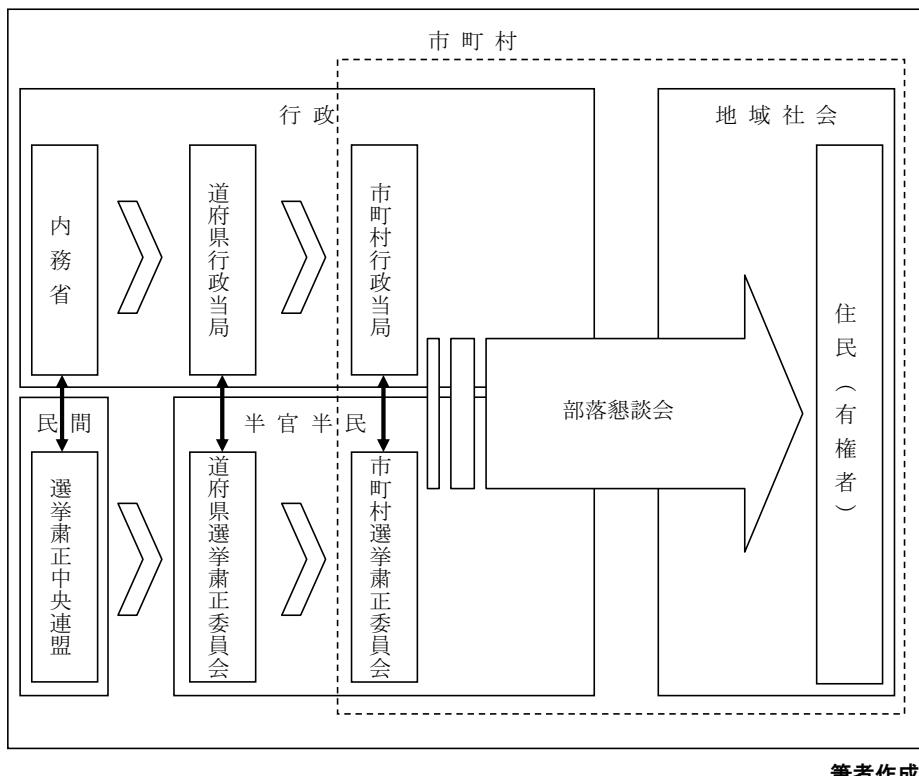
¹⁷ 千葉県では、このときの運動が第1次選挙肅正運動に相当した。

¹⁸ 中村政弘、前掲論文、1991年、503ページ。なお、引用内で中村が引用したのは、千葉県町村会『会報』第2号、1935年、における記事である。

¹⁹ 中村によると、市町村によって異なったようではあるが、千葉県内でも『選挙肅正部落懇談会の開き方』を参考にして懇談会が協力に推し進められたという（中村政弘、前掲論文、1991年、502～503ページ参照）。

²⁰ なお、この図表のなかの「選挙肅正中央連盟」に関しては、形の上では民間団体であるという事情を考慮し、「民間」の団体として位置づけた。もっとも、こうした位置づけの問題については、「半官半民的組織」という見方があり（たとえば、須崎慎一、前掲論文、1976年、49ページ）、またこの連盟も自らを「官庁と民間の中間」に立つ団体と自認しており（選挙肅正中央連盟『昭和十年度選挙肅正中央連盟事業概要』1936年、3ページ）、これらの点には留意する必要があろう。のちに提示する図表6においても、同様のことがいえる。

図表1 一般的な部落懇談会開催のモデル



筆者作成

における部落懇談会のルートがより効果的であり、都市における町内会のルートは、上からの肅正運動の喧噪さにもかかわらず都市選挙民には十分うけとめられなかつた²¹。そして、この指摘をふまえるならば、都市部と農村部とでは部落懇談会の方法およびその成果に差異が存在していたのではないか、という疑問が出てくることになる。

そこで、先に提示した一般的な部落懇談会開催のモデルを基盤にして、以下では大阪市北区における町内懇談会の分析を行う。すなわち、大阪市北区での町内懇談会開催のながれをこのモデルに当てはめた場合、一般的な場合に比較してどのような特質があらわれるのかを明らかにするのである。その際、町内懇談会開催ではどのようななたちで人的または物的資源を動員してきたのか、という視点から検討を進めていきたい。

それでは、分析に先立ち、続いて当時の大阪

市の状況を確認しておこう。

3. 当時の大阪市の状況

3.1 当時の大阪市および北区をめぐる状況

戦前のわが国では、地方自治制度がきわめて流動的であったことは周知のとおりである²²。とりわけ、大阪市はかつて三市特例が適用された歴史があり、特例撤廃後には特別市運動の勃興がみられた。そして、『大阪市勢要覧 昭和十三年版』によると、当時の大阪市は北区、此花区、東区、西区、港区、大正区、天王寺区、南区、浪速区、西淀川区、東淀川区、東成区、旭区、住吉区、西成区という15行政区から構成されており、1937年10月1日時点で、人口が321万3000人（推計）、世帯数が67万7800世帯（推計）であった²³。

²¹ 栗屋健太郎、前掲論文、1974年、108~109ページ参照。

²² 戦前の地方自治制度の変遷に関しては、亀掛川浩による研究が参考になる（亀掛川浩『地方制度小史』勁草書房、1962年）。

北区に関しては、同じく1937年10月1日時点での、人口は26万4100人（推計）、世帯数は5万4600世帯（推計）であった。選挙の関係でいうと、当時の大阪市議会選挙では現在と同様に中選挙区制が採用されており、市議会は104人の議員から構成されていた。このうち、北区では市議会議員の定員が9名であった。

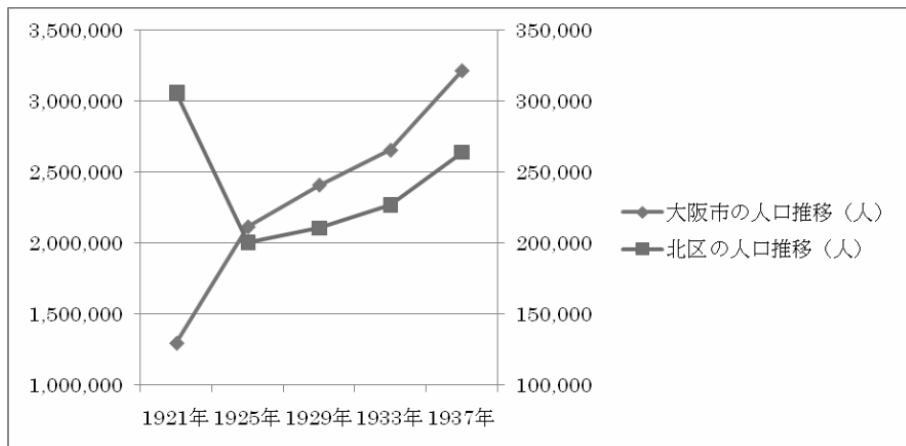
なお、大阪市全体と北区の人口の推移、および大阪市全体と北区の有権者数の推移をまとめたのが、図表2、図表3である。これらからも確認できるように、北区における1921年から1925年にかけての期間をのぞき²⁴、大阪市および北区では一貫して大量の人口流入が発生して都市化が進行するとともに、多数の有権者を抱えていったのだった。

3.2 当時の大阪市における町内会の活動状況

ここで、あわせて町内懇談会の開催に関与した大阪市の町内会について、その活動状況を把握しておこう。大阪市に限らず、わが国の大都市ではおよそ明治期の後半に町内会が次第に設立されていったが、その設立目的は親睦・防災・防犯など必ずしも一様ではなく、当時の町内会の活動内容も設立目的に順じたものが中心であった。そして、昭和初期までの大阪市内の町内会に関しては、その多くが遠足会その他の懇親的行事を行うことが目的であり、地域団体としての要素は少なく全市民が加入していたものでもなかつたという²⁵。

もっとも、大阪市では1937年2月には「町内会助長」方針が採られ²⁶、その後は大阪市行政

図表2 大阪市および北区の人口推移



* 以下の資料を参照して、筆者が作成した。大阪市役所『大阪市統計書 大正十年』1923年。同『大阪市統計書 大正十四年』1926年。同『大阪市統計書 昭和八年』1934年。同『大阪市統計書 昭和十一年』1938年。大阪市役所産業部調査課『大阪市勢要覧 昭和五年版』1930年。

²³ 大阪市監査部『大阪市勢要覧 昭和十三年版』1938年、6～7ページ参照。

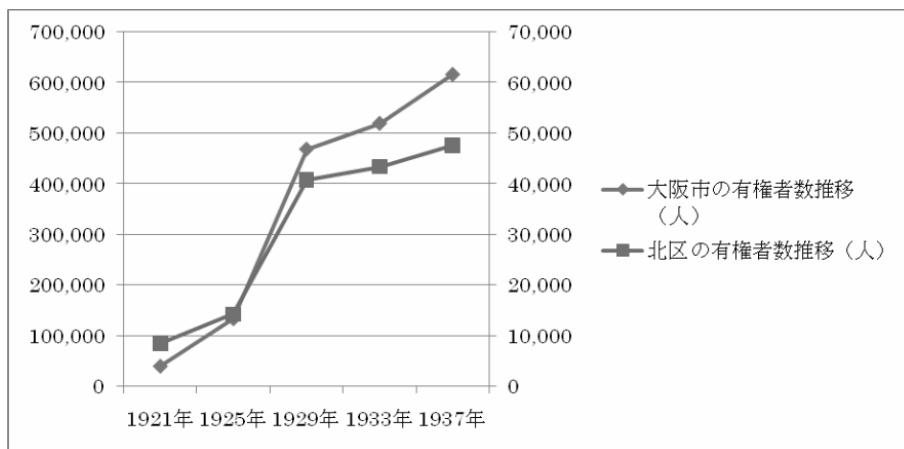
²⁴ この期間に北区の人口が減少したのは、1925年4月の第二次市域拡張に由来する。すなわち、この市域拡張とともにあって行政区が再編され、北区区域の一部が港区と此花区に分けられて人口減少が生じたのだった。また、こうした動向の一方で、図表3からも把握できるように、この期間の北区の有権者数は人口に連動して減少したわけではない。本稿では北区の人口推移と有権者数推移の間にみられる差異の理由を明らかにすることはできなかつた。ただし、あくまでも推測の域を脱し得ないが、たとえば等級選挙制を含む当時の制限選挙が何らかのかたちで影響していたのではないだろうか。この点の解説は、今後の研究に譲ることにしたい。

²⁵ 川端直正『大阪の行政』毎日放送、1973年、247ページ参照。

²⁶ 新修大阪市史編纂委員会『新修 大阪市史 第7巻』1994年、138～140ページ参照。

²⁷ 東京と並び、大阪市はすでに1938年から町内会整備に取り組みはじめている（高木鉢作『町内会廃止と「新生活共同体の結成』』東京大学出版会、2005年、413ページ参照）。これは1940年に内務省により内務省訓令第17号「部落会町内会等整備要領」が発せられて全国的に部落会・町内会整備が進行したのに先駆けており、この点は注目できよう。

図表3 大阪市および北区の有権者数推移



※ 以下の資料を参照して、筆者が作成した。大阪市役所『大阪市統計書 大正十一年』1924年。同『大阪市統計書 昭和二年』1928年。同『大阪市統計書 昭和七年』1933年。同『大阪市統計書 昭和十年』1937年。同『大阪市統計書 昭和十二年』1939年。

当局による町内会整備が進展していく²⁷。しかし、この前後の大阪市全体および北区の町内会の動向に関する資料はほとんど残されておらず、当時の状況を把握するのは困難である。そのため、市議会議員選挙に際して選挙肅正運動が展開された1937年6月ごろの町内会の活動実態は、不明朗なところが多い。そこで、ここでは大阪市監査部が1937年2月に公表した資料²⁸、および東京市監査局区政課が1936年3月時点とりまとめた資料²⁹に依拠し、可能な限りで当時の大阪市内の町内会について確認しておきたい。

1935年前後の大阪市の町内会は、東京市などにおけるようななかたちでの組織体制の整備は進行しておらず、相互親睦や商業上の理由から形成された一部地区住民の集合体という性格のものが多くを占めていた。その数は約1,500から1,600ほどであり³⁰、町内会が担う事業は必ずしも市民生活全般にわたるのではなく、冠婚葬祭、

新年宴会、運動会などの親睦的事業、あるいは入除隊兵の送迎、夜警などに設立目的にしたがった特定のものに限られていた。こうした事情にともない、町内会の活動範囲も目的に応じて広狭さまざまであり、また加入は強制ではなく自主性が尊重され、未加入の市民も多かったという³¹。そして、こうした状況は総じて大阪市行政当局が町内会に対して積極的な介入をすることは避け、あくまでも放任という姿勢を貫いてきたことに由来するところである³²。

さて、町内会と大阪市行政当局との関係についていいうと、寄付金募集に際して町内会に協力を要請することもあった。しかし、上意下達の仲介機関としての町内会の役割はこのころにはほとんどみられず、必ずしも両者の関係は密接なものではなかった。なぜなら、大阪市では1927年の学区廃止に伴い、当時の区会議員や学務委員を共同委員に嘱託しており、彼らが区長

²⁸ 大阪市監査部『町内会助長に関する件』1937年。なお、この資料には東京市、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市という当時の6大都市における、町内会数や町内会員数などを町内会に関する情報が整理されている。

²⁹ 東京市監査局区政課『大阪市、京都市、名古屋市、神戸市に於ける町会制度』1936年。なお、この資料の内容は1935年前後の情報を依拠しているものと推察され、大阪市の町内会整備が進展する以前の状況を把握できる数少ない貴重なものである。

³⁰ 東京市監査局区政課、前掲報告書、1936年、1ページ参照。ただし、大阪市監査部の資料には1936年7月時点で大阪市内には計3,667町内会が存在していたと記載されている（大阪市監査部、前掲資料、1937年、14ページ参照）。ちなみに、この資料によると、同時点での北区の町内会は計350であった。

³¹ 「正確ナル調査ハ未ダナサレ居ラザルモ」としながら、当時の大阪市行政当局は、1935年の国勢調査による市内630,323世帯のうちの約3分の1の世帯が町内会に加入しているとみていたという（東京市監査局区政課、前掲報告書、1936年、1ページ参照）。

³² 大阪市監査部、前掲資料、1937年、13ページ参照。

の諮問に応じて区内行政事務の支援機能を果たしていたからである³³。とはいものの、その後の経過において、公同委員はその活動を区長からの諮問応答にとどめ、行政事務の実施を担う事務的補助機関としての活動を控えるようになつていった。そのため、公同委員に代替する行政事務の補助的な扱い手が求められたのである。

そこで大阪市行政当局が注目したのが、町内会であった。他方、町内会の側も市行政当局からの依頼に対して好意的姿勢を示した³⁴。ここに、双方の関係が密接になる萌芽を見出すことができる所以である。そして、選挙肅正運動の展開においては、町内会は町内懇談会の開催に関わっていくのである。

4 大阪市北区における選挙肅正運動の展開とその検討

4.1 大阪市で展開された運動内容

すでに1935年9月の府議会議員選挙、および1936年2月の衆議院議員総選挙において大阪市でも選挙肅正運動が展開されており、1937年6月の市議会議員選挙における運動は「第3次選

挙肅正運動」という位置づけであった³⁵。そして、先に取り上げた東京市監査局区政課の資料（1936年3月）では、次のように町内会への展望が明記されていた。すなわち、大阪市行政当局は今後、さまざまな局面で町内会を積極的に利用するだろうし、選挙肅正運動でも約11,000人の選挙肅正政治教育委員³⁶の嘱託のために協力を依頼するだろう。そして、1937年6月に行われる市議会議員選挙では、政治教育的立場からそうした委員の活動が期待されているところである³⁷、と。このように、1937年6月の市議会議員選挙では、早期から町内会による運動協力が期待されていたのであった。

さて、この市議会議員選挙でもそれ以前と同様に、多様な方法で運動展開がなされた。その内容を大阪市行政当局が1937年1月に公表した文書³⁸を手がかりにして確認しておこう。まず、運動要旨に関しては、第1次および第2次選挙肅正運動の実績をふまえて今回の選挙ではより有効な肅正運動をめざし、政治教育の普及徹底と公民的強化訓練に注力して、根本方針にしたがって万全を尽くす³⁹、というものであった。また、運動期間を1937年1月中旬から5月末日までと設定し、1月中旬から3月下旬までを第1期、3月上旬から5月末日までを第2期と区分したのである。このうち、第1期では政治教

³³ 東京市監査局区政課、前掲報告書、1936年、2ページ参照。

³⁴ 町内会がこうした態度をとった理由は不明である。ただし、あくまでも推測の域を脱しないものの、その後の選挙肅正運動への協力においては、当時の大阪市内の気運が影響したように思われる。というのも、澤田次郎が明らかにしているように（澤田次郎「肅正選挙と革新勢力の進出－大阪第三区の池崎忠孝を中心に」『平成法政研究』第3卷第1号、1998年、63～85ページ参照）、このころの大阪市内では有権者の間で既成政党に対する不信感や政党離れの傾向がみられた一方で、議会に清新な風を送る革新候補を待望する機運が高まっていたからである。

³⁵ 大阪市では1935年9月の府議会議員選挙の際の運動を「第1次選挙肅正運動」として、1936年2月の衆議院議員選挙の際の運動を「第2次選挙肅正運動」として位置づけていたのは全国的なながれと同様である。ただし、一般的に「第3次選挙肅正運動」といえば1937年4月に行われた衆議院議員選挙における運動に相当するが、大阪市の場合は1937年6月の市議会議員選挙における運動にあたった。ちなみに、第1次と第2次の運動の際にも、基本的には本稿が取り上げている第3次と同内容の運動が展開されたという（東京市役所『六大都市に於ける選挙肅正運動概況』1935年、21～22ページ参照。大阪府『選挙肅正運動記録』1936年、64～65ページ参照。同、182～185ページ参照）。

³⁶ 1936年1月15日に施行された「大阪市選挙肅正政治教育委員会規程」によると、大阪市内の小学校区ごとに選挙肅正政治教育委員会が置かれ、この委員会は区長の指示を受けて選挙弊害の防止、公正な選挙概念の普及、その他選挙肅正を目的とする政治教育の実行にあたることが役割であった。そして、委員会は会長1人（学区の小学校の校長）と50名以内の委員によって構成されることになつておらず、委員は小学校区内に住所を有する公同委員、教化委員、町内会長その他区長が推薦した者の中から市長が嘱託していた。

³⁷ 東京市監査局区政課、前掲報告書、1936年、3ページ参照。

³⁸ 大阪市『第3次選挙肅正運動の大要』1937年（大阪市北区役所、前掲書類綴、1937年、に所収）。

³⁹ この根本方針とは、次のとおり11にもわたつていて。すなわち、①選挙肅正政治教育委員など適当な者を対象とした指導者講習会を開催すること、②選挙肅正政治教育委員会は政治教育や公民教育に関する町内懇談会を開催すること、③町内懇談会の開催にあたつては大阪府や警察署と連携して所与の目的達成に万全を図ること、④会社や工場に対しては講師派遣を行い、運動の趣旨普及につとめること、⑤婦人団体に対しては幹部懇談会を開催し、緊密な連携をとおした自発的活動促進や支援を図ること、⑥青年団員に対しては青年團長会を開催し、団員の懇談指示や実践訓練指導を進めること、⑦新聞による趣旨の普及や宗教団体による活動を積極的なものとするために側面支援すること、⑧定期刊行物を必要な限りで各方面に頒布し、自治精神の涵養や政治行動に関する正常な知識普及を図ること、⑨大講演会を開催すること、⑩各区で小講演会を開催すること、⑪立看板、ビラその他の方法で棄権防止を強調すること。

図表4 市および区における選挙肅正運動の内容

| 方策 | | 付記 |
|------|--------|--|
| 市の運動 | 指導者講習会 | 指導的立場に立つ者を対象に講習会を開催すること |
| | 講師派遣 | 区長から希望があった場合はすみやかに講師派遣を行うこと |
| | 外郭運動強化 | 外郭運動強化を区と協力して行うこと |
| | 大講演会開催 | 大講演会を開催すること |
| | その他 | 市長が必要と認める事項を行うこと |
| 区の運動 | 委員会の開催 | 区選挙肅正委員会を開催して第3次運動計画を諮り、その承認を得て協力を求める |
| | 町内懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校ごとに少なくとも5回以上、1回につき公民（主婦を含む）50人以上を集合させるようにつとめること ・開催の日時、集合方法などは選挙肅正政治教育委員会に諮って決定し、委員の活動を促すこと ・小学校区をいくつかに区分し、関係者の協力のもと適切かつ有効な方法を講じて公民の参加を促すこと ・指導員として区吏員を派遣すること |
| | 警察との連携 | 警察署との連絡や協調を図ること |
| | 特殊懇談会 | 会社や工場などにおける特殊懇談会の開催については、事前にその所在、名称、集合人員などを調査し、市に報告のうえ協議すること |
| | 小講演会 | 小講演会は4月中に開催することとし、その回数、日時、場所などに関しては適当に定めて市と協議すること |
| | その他の運動 | その他外郭運動や棄権防止運動などに関しては市長の指示を受けて実践すること |

※ 大阪市、前掲資料、1937年を参照して筆者が作成した。

育や公民教育の普及徹底につとめ、第2期では市議会議員選挙を目標とした大衆運動に取り掛かることがめざされたのであった。そして、大阪市および各区が行うべき具体的な運動内容は、図表4のとおりである。この図表からもうかがえるように、各区においては一般的な部落懇談会に相当する「町内懇談会」が最も重視されていたといえよう。

4.2 北区における町内懇談会開催の実態

(1) 町内懇談会開催の指針

続いて、北区において町内懇談会がどのように開催されていったのか、その実態を把握していこう。先に選挙肅正中央連盟の『選挙肅正部落懇談会の開き方』を取り上げたが、この時期に大阪市でも独自に『町内懇談会の開き方』という参考資料⁴⁰を作成している。そして、このなかには、町内懇談会の開催に関する指針が詳細に記載されているのである。

たとえば、町内懇談会開催の趣旨は以下のと

おりである。すなわち、町内懇談会は小学校区単位で置かれる選挙肅正政治教育委員会ごとにわずか数回の開催となるにすぎないのであるから、大阪市内の有権者60万人あまりの人々すべてを参加させるのは非現実的である。そのため、町内懇談会には区域内の有力者、世話人、婦人団体幹部など50名以上を集合させ、彼らに町内の指導者としての役割を担わせる目的で開催すればよい。なお、指導者層以外の一般有権者に対しては、小学生を通じて親の出席を促す、あるいは公示等の方法で周知させる必要がある、と。

そのほかにも、開催方法として、招集および場所、設備、進行順序が記載されているが、ここでは進行順序のみを確認するにとどめよう。すなわち、①開会の辞、②国旗敬礼、③挨拶（選挙肅正政治教育委員会会长）、④講和（選挙肅正政治教育委員会会长）、⑤懇談（選挙肅正政治教育委員会会长、および区吏員）、⑥実行申合、⑦国旗敬礼、⑧閉会の辞、⑨解散、という進行順序であった。選挙肅正中央連盟の『選挙肅正部落懇談会の開き方』における懇談会形式に近いことがうかがえる。

⁴⁰ 大阪市『町内懇談会の開き方』発行年不明（大阪市北区役所、前掲書類綴、1937年、に所収）。

図表5 北区における町内懇談会の開催

| 学区名 | 開催日（いざれも3月）と参加者（参加者／有権者） | 合 計 |
|------|---|----------------|
| 桜 宮 | 8日(11人／477人)、11日(15人／577人)、13日(19人／627人)、15日(25人／510人)、16日(22人／621人)、17日(21人／617人)、18日(8人／447人)、19日(17人／516人) | 8回(138人／4392人) |
| 瀧 川 | 6日(15人／618人)、8日(28人／490人)、9日(20人／512人)、11日(12人／475人)、12日(18人／512人)、15日(15人／389人) | 6回(108人／2996人) |
| 松ヶ枝 | 8日(20人／568人)、9日(18人／571人)、10日(21人／673人)、11日(23人／664人) | 4回(82人／2476人) |
| 菅 南 | 16日(13人／506人)、18日(8人／583人) | 2回(21人／1089人) |
| 堀 川 | 4日(10人／448人)、8日(17人／672人)、12日(25人／544人)、16日(22人／389人)、22日(4人／524人) | 5回(78人／2577人) |
| 西天満 | 8日(28人／496人)、10日(23人／613人)、12日(10人／52人)、15日(25人／615人) | 4回(86人／2276人) |
| 堂 島 | 8日(15人／590人)、11日(12人／587人)、15日(7人／319人) | 3回(34人／1496人) |
| 中之島 | 13日(60人／598人) | 1回(60人／598人) |
| 都島第一 | 3日(28人／824人)、6日(17人／633人)、7日(12人／982人)、9日(18人／452人)、11日(5人／307人) | 5回(80人／3198人) |
| 都島第二 | 8日(28人／663人)、9日(11人／295人)、11日(8人／434人)、12日(26人／586人)、15日(24人／410人)、16日(5人／409人)、18日(16人／358人)、19日(25人／386人) | 8回(143人／3541人) |
| 都島第三 | 6日(33人)、8日(37人)、10日(40人)、11日(20人)、13日(13人)、15日(15人)、17日(28人) ※ ふたつの資料の地区名が対応せず、合計のみ記載 | 7回(186人／4057人) |
| 都島第四 | 9日(42人)、11日(20人)、15日(33人)、16日(16人)、18日(23人) ※ ふたつの資料の地区名が対応せず、合計のみ記載 | 5回(134人／2756人) |
| 済美第一 | 12日(26人／631人)、15日(15人／687人)、17日(26人／262人)、20日(15人／285人) | 4回(82人／1865人) |
| 済美第二 | 9日(23人／553人)、13日(19人／532人)、17日(20人／633人)、19日(8人／595人) | 4回(70人／2313人) |
| 済美第三 | 12日(16人／491人)、15日(18人／678人)、16日(11人／627人)、17日(14人／603人)、18日(13人／511人)、22日(18人／489人) | 6回(90人／3397人) |
| 済美第四 | 15日(22人／543人)、16日(25人／617人)、17日(22人／596人)、18日(13人／639人) | 4回(82人／2395人) |
| 済美第五 | 11日(27人／696人)、13日(20人／454人)、18日(18人／252人)、22日(28人／590人) | 4回(93人／1992人) |
| 済美第六 | 8日(18人／608人)、11日(20人／561人)、12日(17人／354人)、13日(21人／340人) | 4回(76人／1863人) |
| 曾根崎 | 5日(27人／455人)、6日(28人／468人)、7日(25人／292人)、8日(30人／488人)、9日(52人／419人) | 5回(162人／2122人) |

※ 大阪市北区『町内懇談会実施概要』発行年不明（大阪市北区役所、前掲書類綴、1937年、に所収）、および同『懇談会区域表』発行年不明（大阪市北区役所、前掲書類綴、1937年、に所収）を参照して筆者が作成した。

(2) 町内懇談会開催の実態

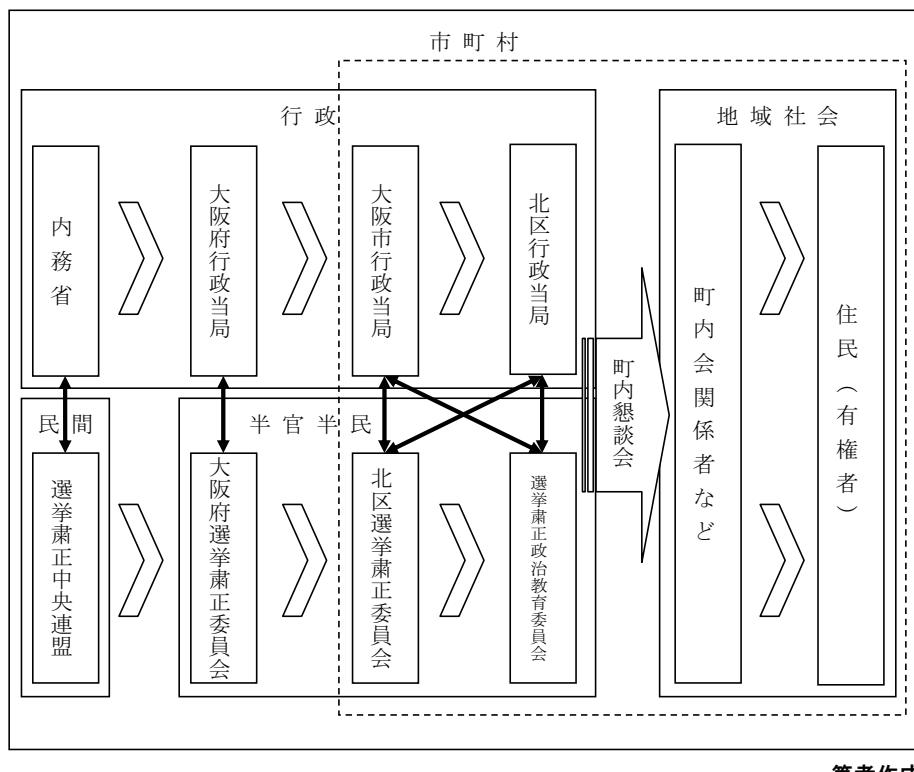
ともあれ、本稿の分析視角で上述したとおり、重要なのは町内懇談会開催の実態である。そこで、北区における開催状況を整理したのが、図表5である。この図表からも把握できるように、北区には19の小学校区が置かれており、それに応じて選挙肅正政治教育委員会が設置されていた。また、学区ごとにばらつきがあるものの、1937年3月の1ヶ月間で合計89回の町内懇談会が開催されたのだった。

さらに確認しておかなければならぬのは、町内懇談会が開催された現場の様子である。もっとも、当時の様子を鮮明に把握できる資料は、筆者の知る限りでは残されていない。そのため、限られた資料⁴¹を手がかりにして、ここでは北区において開催が最も早かった都島第一学区の都島本通1丁目および2丁目の有権者を対象とする町内懇談会（以下、「都島本通1・2丁目

町内懇談会」とする）の様子をみておこう。この町内懇談会は1937年3月3日の午後8時から午後10時にかけて開かれ、参加者は図表5にみるとおり28人であった。ちなみに、この区域の有権者数は合計すると824人である（1丁目が455人、2丁目が369人）。また、参加者の属性は不明だが、先の『町内懇談会の開き方』に記載されていたように、おそらく彼らはごく一般的の有権者ではなく、町内会関係者など地域における何らかの代表的性格を有していた人物であったと推察される。これはすなわち、先に確認した千葉県山部郡源村の上布田部落で開催された部落懇談会とは事情が異なっていることを意味しているのである。そして、北区の町内懇談会開催を手がかりにしてモデル化を試みるならば、図表6のようになろう。

なお、懇談会の内容に関しては、基本的には『町内懇談会の開き方』の記載内容と同様だった。すなわち、①開会の辞、②宮城並びに神宮

図表6 北区の町内懇談会開催のモデル



⁴¹ 都島第一選挙肅正政治教育委員会『都島本通一丁目二丁目町内懇談会の状況報告』1937年（大阪市北区役所、前掲書類綴、1937年、に所収）。

遙拝、③国旗敬礼、④挨拶、⑤講和、⑥懇談、⑦実行申合、⑧閉会の辞、の順である。そして、実行申合として「国旗掲揚：投票当日は奮って国旗掲揚すること、正しき投票：正しく自由な気持ちで投票すること、棄権防止：棄権は公民の罪悪であり各町内に1人の棄権者も出さないようにつとめること」の3事項を決定し、これらが書かれた印刷物を各世帯に配布することを決めたのだった。

(3) 部落懇談会との比較

こうした都島本通1・2丁目町内懇談会について、先に取り上げた千葉県山部郡源村の上布田部落における部落懇談会とここで比較してみよう。そこで、「参加者／有権者」「一般住民に成果が至るまでの階層」「懇談会の内容」という大きく3つの観点から比較してみると、図表7のとおりとなろう。

まず、「参加者／有権者」に関しては、都島本通1・2丁目町内懇談会では全有権者824人に対して参加者（町内会関係者など）は28人であり、全有権者のうち3.3%の者が参加したことになる。他方、上布田部落懇談会では全有権者60人に対して参加者（一般の住民）は47人であり、全有権者のうちの78.3%の人々が参加したのであった。そして、こうした割合の違いというのは、先の図表1および図表6というかたちでモデル化して把握したように、懇談会の

構造に由来していたのであった。

すなわち、「一般住民に成果が至るまでの階層」と関係してくるが、市町村内に絞ってふたつの事例における懇談会のながれを確認すると、下記のとおりとなるのである。都島本通1・2丁目町内懇談会では「①大阪市行政当局→②北区行政当局→③町内会関係者など→④住民（有権者）+①' 北区選挙肃正委員会→②' 都島第一学区選挙肃正政治教育委員会→③' 町内会関係者など→④' 住民（有権者）」というルートであり、一般的住民にまで懇談会の成果が行き着くまでには大きく4階層を経なければならぬのであった。他方、上布田部落懇談会では「①源村行政当局→②住民（有権者）+①' 源村選挙肃正委員会→②' 住民（有権者）」というルートであって、一般的住民には源村行政当局および源村選挙肃正委員会から直接的に運動がなされたのである。そして、こうした特徴については、大阪市の『町内懇談会の開き方』にも記述がみられたように、当時の大阪市内の有権者数の多さをかんがみるならば彼らすべてを町内懇談会に参加させるのは非現実的であり、参加対象は区域内の有力者、世話人、婦人団体幹部などに限定されていたという背景の存在は、先に確認したとおりである。

なお、「懇談会の内容」に関しては、ふたつの事例の間には大きな差異は存在しないといって差し支えないだろう。

さて、ここまでみてきたように、大阪市では大都市ゆえの有権者数の多さから、選挙肃正運

図表7 ふたつの事例の比較

| | 都島本通1・2丁目町内懇談会 | 上布田部落懇談会 |
|-----------------|---|--|
| 参加者／有権者 | 28人／824人=3.3パーセント | 47人／60人=78.3パーセント |
| 一般住民に成果が至るまでの階層 | ①大阪市行政当局→②北区行政当局→③町内会関係者など→④住民（有権者） ①' 北区選挙肃正委員会→②' 都島第一学区選挙肃正政治教育委員会→③' 町内会関係者など→④' 住民（有権者） | ①源村行政当局→②住民（有権者） ①' 源村選挙肃正委員会→②' 住民（有権者） |
| 懇談会の内容 | ①会の辞、②宮城並びに神宮遙拝、③国旗敬礼、④挨拶、⑤講和、⑥懇談、⑦実行申合、⑧閉会の辞 | ①円く座る、②君が代のレコード、③発起人側のあいさつ、④講演レコード、⑤選挙肃正絵ばなしの配布、⑥肃正委員の講和、⑦懇談、⑧輪読、⑨宣誓申合せ、⑩君が代のレコード、⑪閉会のあいさつ |

筆者作成

動における有効な手段として位置づけられてきた部落懇談会を「間接型懇談会方式」による町内懇談会というかたちで開催してきたのであった。そして、懇談会の内容こそ共通する点も多かったものの、懇談会の参加者の属性、あるいは運動の成果が一般の住民にいたるまでの階層という面で、大都市独自の特徴を包含していたと判断できるのではないだろうか。

まとめにかえて

すでに述べたように、選挙肅正運動をめぐる既存の研究成果は部落懇談会の重要性を説いていたのだが、大都市における懇談会開催の実態を明らかにした研究成果はこれまで提出されてこなかったように思われる。そこで、現存する資料を手がかりにして、全国的なながれと同様に、当時の大阪市でも展開されていた選挙肅正運動における町内懇談会の開催について本稿が検証したところ、懇談会の現場では「間接型懇談会方式」を採用せざるを得なかつたという実態を明らかにすことができた。そして、このような方式の採用は、有権者数の多さという大都市特有の事情に由来していたのだった。

最後に、本稿の課題として大きくふたつのものに触れておきたい。ひとつめは、本稿のなかでは、大阪市の選挙肅正運動における町内懇談会の開催に地域社会で携わったアクターとして取り上げたのが町内会に限られていた、という点である。すなわち、部分的にしか触れることができなかつたが、当時の選挙肅正運動のなかで、大阪市の地域社会では何も町内会に限らずさまざまな主体が活動していたように思われる。たとえば、婦人会の活動などは運動展開において一定の役割を果たしていたものと推察される。そのため、今後の研究においては、当時の地域社会に存在していた多様な主体が運動展開にどのように関わっていたのか、という点についても明らかにしていきたい。

本稿の課題のふたつめは、大阪市における町内懇談会の開催にかかるひとつの特徴として導き出した「間接型懇談会方式」が、果たして他の大都市でも採用されていたのか否かまでは本稿が検討できていない、という点である。そのため、今後の研究のなかでは、大阪市に限らず、

他の大都市での懇談会の方式がどのようなものであったのか、その実態を検証していく必要があろう。この作業によって、「間接型懇談会方式」が大阪市独自のものであったのか、あるいは大都市に共通する方式として採用されていたのか、ということが明らかになるのではないだろうか。

こうした本稿の課題をふまえながら、今後も継続して大都市における選挙肅正運動の展開について、とりわけ地域社会での懇談会の開催実態に焦点を当てた研究を進めていきたいと思う。

付 記

本稿の執筆にあたっては、資料収集において大阪市公文書館の職員の方々にお世話になった。この場をお借りしてお礼申し上げたい。

参考文献・論文・資料

1 参考文献

- ・川端直正『大阪の行政』毎日放送、1973年。
- ・亀掛川浩『地方制度小史』勁草書房、1962年。
- ・自治大学校編『戦後自治史 I (隣組及び町内会、部落会等の廃止)』自治大学校、1960年。
- ・高木鉢作『町内会廃止と「新生活共同体の結成」』東京大学出版会、2005年。

2 参考論文

- ・赤木須留喜「選挙肅正運動—公民細胞=実践網の形成過程」
渕内謙、阿利莫二、井出嘉憲、西尾勝編『現代行政と官僚制 下』東京大学出版会、1974年。
- ・栗屋憲太郎「1936、37年総選挙について」『日本史研究』第146号、1974年。
- ・伊藤之雄『「ファシズム」期の選挙法改正問題』『日本史研究』第212号、1980年。
- ・井上弘「地方における選挙肅正運動の展開—1937年の小田原町会議員選挙—」『郷土神奈川』第25号、1989年。
- ・岡田周造、加藤於菟丸、古井喜實、清水重夫、小林尋次、船津宏、不破祐俊、宮野省三、松原一彦、中川望「選挙肅正の第一線に立つ人々の座談会」『斯民』第31編第2号、

1936年。

- ・官田光史「選挙肅正運動の再検討－政友会を中心に－」『九州史学』第139号、2004年。
- ・木全清尚「選挙肅正運動、その足跡（上）」『選挙時報』第42巻第7号、1993年。
- ・金宗植「1920年代内務官僚の政界革新論－田澤義鋪の地方自治論」『史學雑誌』第111編第2号、2002年。
- ・黒澤良「政党政治転換過程における内務省－非政党化の進行と選挙肅正運動」『東京都立大学法学会雑誌』第35巻第1号、1994年。
- ・小南浩一「再考・選挙肅正運動とは何であったか」『選挙研究』第15巻、2000年。
- ・坂本健蔵「肅正選挙と与党系新人の進出－昭和12年総選挙時の石川県第1区を中心に－」『選挙研究』第14号、1999年。
- ・澤田次郎「肅正選挙と革新勢力の進出－大阪第三区の池崎忠孝を中心に－」『平成法政研究』第3巻第1号、1998年。
- ・須崎慎一「選挙肅正運動の展開とその役割」『歴史評論』第310号、1976年。
- ・杣正夫「選挙肅正運動の思想と役割」『都市問題』第50巻第8号～第11号、1959年。
- ・中村政弘「千葉県における選挙肅正運動の展開」三浦茂一先生還暦記念会編『房総地域史の諸問題』国書刊行会、1991年。
- ・波田永実「選挙肅正運動の展開と地方政治構造の変容－翼賛体制への序章として・福岡市の事例研究－」『日本歴史』第458号、1986年。
- ・波田永実「選挙肅正運動期（1935、36年）の政党史研究の諸問題－福岡県を例にして－」『明治大学大学院紀要 政治経済学篇』第24集第3号、1986年。
- ・本間恂一「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」『地方史研究』第36巻第1号、1986年。

3 所収資料

- ・大阪市『第3次選挙肅正運動の大要』1937年。
- ・大阪市『町内懇談会の開き方』発行年不明。
- ・大阪市監査部『町内会助長に関する件』1937年。
- ・大阪市北区『町内懇談会実施概要』発行年不明。
- ・大阪市北区『懇談会区域表』発行年不明。
- ・大阪市北区役所『第3次選挙肅正に関する書類綴』1937年。
- ・大阪市北区役所『昭和14年度選挙肅正運動に関する書類綴』1939年。
- ・大阪府『選挙肅正運動記録』1936年。
- ・新修大阪市史編纂委員会『新修 大阪市史 第7巻』1994

年。

- ・選挙肅正中央連盟『選挙肅正部落懇談会の開き方』1935年。
- ・選挙肅正中央連盟『昭和10年度選挙肅正中央連盟事業概要』1936年。
- ・東京市役所『六大都市に於ける選挙肅正運動概況』1935年。
- ・東京市監査局政課『大阪市、京都市、名古屋市、神戸市に於ける町会制度』1936年。
- ・都島第一選挙肅正政治教育委員会『都島本通一丁目二丁目町内懇談会の状況報告』1937年。

4 定期刊行物

- ・大阪市監査部『大阪市勢要覧 昭和十三年版』1938年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 大正十年』1923年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 大正十一年』1924年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 大正十四年』1926年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和二年』1928年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和七年』1933年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和八年』1934年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和十年』1937年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和十一年』1938年。
- ・大阪市役所『大阪市統計書 昭和十二年』1939年。
- ・大阪市役所産業部調査課『大阪市勢要覧 昭和五年版』1930年。